

議題5

西白井駅前地域包括支援センターに係る介護予防支援事業所の指定について

西白井駅前地域包括支援センターの設置者である社会福祉人神聖会から、介護保険法第115条の22第1項の規定により、次のとおり指定介護予防支援事業所の申請があったのでその承認を求めるものです。

名称及び所在地	西白井駅前地域包括支援センター 白井市清水口1-2-1 (西白井複合センター内)
代表者の氏名及び所在地	社会福祉法人 神聖会 理事長 石橋 忠夫 白井市神々廻1030
事業の開始年月日	平成29年4月1日
従業者の員数	3人 主任介護支援専門員(管理者) 1 保健師 1 社会福祉士 1人